

旧	新
<p>第1条 適用範囲</p> <p>1. 日本デビットカード推進協議会に承認登録された加盟店および、その加盟店と協議会所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人を総称して以下「加盟店」といいます。</p> <p>2. 普通預金口座に対して、当社が発行したキャッシュカードをデビットカードとします。</p> <p>3. デビットカード（以下「カード」といいます）を加盟店に提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等について、当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます）を弁済する取引を以下「デビットカード取引」といいます。</p> <p>4. デビットカード取引は、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます）から預金の払い戻しによって行います。</p>	<p>第1章 J-Debitカード取引</p> <p>第1条 適用範囲</p> <p>1. 次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、J-Debitカード（当社が当社所定の規定に基づいて発行するキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引き落としによって支払う取引（以下、本章において「J-Debit取引」といいます。）については、この章の規定により取り扱います。</p> <p>(1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当社のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当社のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>(3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当社のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p>
<p>第2条 利用方法</p> <p>1. カードをデビットカード取引に利用するときは、お客さまご自身がカードを加盟店に設置された端末機（以下「端末機」といいます）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店を通してカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます）に見られないように注意しつつ、お客さまご自身が入力してください。</p> <p>2. 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>(ア) 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合</p> <p>(イ) 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</p> <p>(ウ) 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合</p> <p>3. 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。</p> <p>(ア) 1日あたりのデビットカード取引金額が、当社が定めた範囲を超える場合</p> <p>(イ) 当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</p> <p>(ウ) カードが破損あるいは磁気不良（磁気内容の読み取り不能）となっている場合</p> <p>4. 当社がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。</p>	<p>第2条 利用方法等</p> <p>1. カードをJ-Debitカード取引に利用するときは、お客さまご自身がカードを加盟店に設置された端末機（以下「端末機」といいます）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店を通してカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます）に見られないように注意しつつ、お客さまご自身が入力してください。</p> <p>2. 端末機を使用して、預金の払い戻しによる現金の取得を目的として、カードを使用することはできません。</p> <p>3. 次の場合には、J-Debitカード取引を行うことはできません。</p> <p>(ア) 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合</p> <p>(イ) 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合</p> <p>(ウ) 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がJ-Debitカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合</p> <p>4. 次の場合には、カードをJ-Debitカード取引に利用することはできません。</p> <p>(ア) 1日あたりのJ-Debitカード取引金額が、当社が定めた範囲を超える場合</p> <p>(イ) 当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合</p> <p>(ウ) カードが破損あるいは磁気不良（磁気内容の読み取り不能）となっている場合</p> <p>5. 当社がJ-Debitカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、J-Debitカード取引を行うことはできません。</p>
<p>第3条 デビットカード取引契約等</p> <p>1. 第2条の1.により暗証番号が入力されたときに、加盟店との間で売買取引債務を預金口座からの払い戻しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます）が成立するものとします。ただし、暗証番号入力後、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないときは、契約は成立しなかったものとします。</p> <p>2. 第2条の1.により暗証番号が入力されたときに、当社に対して、売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて払い戻された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとします。ただし、暗証番号入力後、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないときは、預金払い戻しの指図および売買取引債務の弁済の委託はなされなかったものとします。</p>	<p>第3条 J-Debitカード取引契約等</p> <p>1. 第2条第1項により暗証番号が入力されたときに、加盟店との間で売買取引債務を預金口座からの払い戻しによって支払う旨の契約（以下「J-Debitカード取引契約」といいます）が成立するものとします。ただし、暗証番号入力後、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないときは、契約は成立しなかったものとします。</p> <p>2. 第2条第1項により暗証番号が入力されたときに、当社に対して、売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図に基づいて払い戻された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとします。ただし、暗証番号入力後、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないときは、預金払戻しの指図および売買取引債務の弁済の委託はなされなかったものとします。</p>

<p>第4条 取引が解消された場合の取扱い</p> <p>1. デビットカード取引が成立したときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます）、無効または取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます）であっても、当社に対して払い戻された預金の復元を請求することはできないものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、デビットカード取引契約が成立した当日中は、当該デビットカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を提示して、加盟店経由で当社に預金口座への払い戻された預金の復元を請求することができるものとします（ただし、加盟店経由の請求を当社が当該当日中かつ当社所定の時刻までに受信したときに限ります）。この場合、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店を通じて端末機に読み取らせてください。ただし、端末機から取消の電文を送信することができないときは、預金口座の預金の復元はできません。</p> <p>3. 第4条1.または2.において預金口座への払い戻された預金の復元ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。</p> <p>4. デビットカード取引において金額等の誤入力（お客さまのみならず、加盟店その他の第三者による誤入力を含みます）があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第4条1.から3.に準じて取り扱うものとします。</p>	<p>第4条 取引が解消された場合の取り扱い</p> <p>1. J-Debitカード取引が成立したときは、J-Debitカード取引契約が解除（合意解除を含みます）、無効または取り消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりJ-Debitカード取引契約が解消された場合を含みます）であっても、当社に対して払い戻された預金の復元を請求することはできないものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、J-Debitカード取引契約が成立した当日中は、当該J-Debitカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を提示して、加盟店経由で当社に預金口座への払い戻された預金の復元を請求することができるものとします（ただし、加盟店経由の請求を当社が当日中かつ当社所定の時刻までに受信したときに限ります）。この場合、お客さまご自身がカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店を通じて端末機に読み取らせてください。ただし、端末機から取り消しの電文を送信することができないときは、預金口座の預金の復元はできません。</p> <p>3. 本条第1項または第2項において預金口座への払い戻された預金の復元ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。</p> <p>4. J-Debitカード取引において金額等の誤入力（お客さまのみならず、加盟店その他の第三者による誤入力を含みます）があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためJ-Debitカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から第3項に準じて取り扱うものとします。</p>
<p>第5条 規定の準用</p> <p>1. 当社とデビットカード取引を行う場合は、本規定の各条項に別段の定めがない限り、預金口座取引一般規定およびキャッシュカード盗難保険規定の定めるところを準用するものとします。</p> <p>2. デビットカード取引において、当社の預金口座取引一般規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「デビットカード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>3. デビットカード取引において、当社のキャッシュカード盗難保険規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「デビットカード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。また、同規定中第2条に以下を追加します。（ウ）デビットカードの使用にあたり、端末機の設置場所において、保険期間中に喝取（カードにより物品を購入するよう強要され、かつ、その購入した物品を奪われたことをいいます）にあった場合</p>	<p>第5条 規定の準用</p> <p>1. 当社とJ-Debitカード取引を行う場合は、本規定の各条項に別段の定めがない限り、預金口座取引一般規定およびキャッシュカード盗難保険規定の定めるところを準用するものとします。</p> <p>2. J-Debitカード取引において、当社の預金口座取引一般規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debitカード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>3. J-Debitカード取引において、当社のキャッシュカード盗難保険規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debitカード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。また、同規定中第2条（ウ）の次に、以下のとおり（エ）を追加します。 （エ）J-Debitカードの使用にあたり、端末機の設置場所において、保険期間中に喝取（カードにより物品を購入するよう強要され、かつ、その購入した物品を奪われたことをいいます）にあった場合</p>
<p>新設</p>	<p>第2章 キャッシュアウト取引</p> <p>第1条 適用範囲</p> <p>1. 次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引き落としによって支払う取引（以下「CO J-Debit取引」といいます。）については、この章の規定により取り扱います。</p> <p>（1）機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるCO J-Debit取引を当社が承諾したもの</p> <p>（2）規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCO J-Debit取引を当社が承諾したもの</p> <p>（3）規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCO J-Debit取引を当社が承諾したもの</p>
<p>新設</p>	<p>第2条 利用方法等</p> <p>1. カードをCO J-Debit取引に利用するときは、お客さまご自身がカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえでCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつお客さまご自身で入力してください。</p> <p>2. 次の場合には、CO J-Debit取引を行うことはできません。 （ア）停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合 （イ）1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超えたまたは最低限度額に満たない場合</p> <p>3. 次の場合には、カードをCO J-Debit取引に利用することはできません。 （ア）当社所定の回数を超過してカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合 （イ）1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当社が定めた範囲を超える場合 （ウ）カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合 （エ）そのCO加盟店においてCO J-Debit取引に用いることを当社が認めていないカードの提示を受けた場合 （オ）CO J-Debit取引契約の申し込みが明らかに不審と判断される場合</p>

<p>新設</p>	<p>第3章 公金納付</p> <p>第1条 適用範囲</p> <p>1. 機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引き落としによって支払う取引（以下本章において「J-Debitカード取引」といいます。）については、この章の規定により取り扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当社のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p>
<p>新設</p>	<p>第2条 規定の準用</p> <p>1. カードをJ-debitカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、第1章第2条第3項（ウ）は、本章のJ-Debitカード取引には適用されないものとします。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がJ-Debitカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、J-Debitカード取引を行うことはできません。</p>